附　則

1　この省は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十五条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省、経済産業省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項及び第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

文部科学大臣　萩生田光一
経済産業大臣　梶山　弘志

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びその写し各一通」を削り、「、主務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「及びその写し」を削る。

第三条第一項中「の正本」及び「、これに記名押印し」を削る。

第四条第二項中「及びその写し各一通」を削り、「、主務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「及びその写し」を削り、同条第五項中「の正本」及び「、これに記名押印し」を削る。

様式第一中「代表者の氏名　　㊞」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第四中「代表者の氏名　　㊞」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第五中「代表者の氏名　　㊞」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第十一中「代表者の氏名　　㊞」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二百六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第三項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の二の十　短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めたときに、当該児童につき、第一条の四第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。	**第一条の二の十**　短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めたときに、当該児童につき、第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。
②　（略）	②　（略）
第一条の三　夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となつた場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、次条第一項に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。	**第一条の三**　夜間養護等事業とは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となつた場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、次条に定める施設において必要な保護を行う事業をいう。
②　（略）	②　（略）
第一条の四　法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護（次項において「保護」という。）を適切に行うことができる施設とする。	**第一条の四**　法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。